

6 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- (1) 大学入試センター試験の出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）のため受験上の配慮を希望する者には、申請に基づき大学入試センターで審査の上、受験上の配慮事項を決定します。

なお、この配慮は、申請する理由が出願後に発生したときに限り行うものです。したがって、出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。

- (2) 不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する場合は、受験票の「問合せ大学」欄に記載された大学に志願者本人又は代理人がまず電話連絡した上で、令和2年1月15日（水）17時までに「受験票」及び「医師の診断書（任意の様式）」を持参し、申請してください。

なお、「医師の診断書（任意の様式）」には、発症等の時期及び大学入試センター試験において希望する受験上の配慮が必要な理由を必ず明記してください。大学入試センターでは、「問合せ大学」から回付された書類を審査の上、配慮事項を決定し、「受験上の配慮事項決定通知書」により志願者に通知します。「受験上の配慮事項決定通知書」受領後は記載内容を本人等が確認し、申請した配慮事項等に漏れがある場合は、大学入試センター事業第1課（→裏表紙）まで直ちに連絡してください。

また、障害等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから、「医師の診断書」以外に追加で書類等の提出を求める場合があります。

- (3) 申請が試験直前であったり、申請内容への対応が直ちにできないような場合には、希望する配慮が行えないこともありますので、不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する必要がある場合には、速やかに申請してください。

- (4) 申請時期が遅い場合には「受験上の配慮事項決定通知書」等が試験前日までに届かないことがあります。この場合、大学入試センターから決定した配慮事項を電話で連絡します。

【申請から受験上の配慮事項の決定・通知、受験までの流れ】

